

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動機構半自動分解洗浄装置高圧ポンプの点検において、給水側フレキシブル配管のフランジシート面に著しい腐食（2箇所）が認められたため、当該フランジを交換	D	
2	2号機	取水設備480Vパワーセンタ（2B）母線接地装置電圧計（S相-T相間）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該電圧計を修理	D	
3	2号機	取水設備480Vパワーセンタ（2B）母線接地装置電圧計（T相-R相間）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該電圧計を修理	D	
4	2号機	取水設備480Vパワーセンタ（5B）限時継電器の点検において、動作不良が認められたため、当該継電器を修理	D	
5	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンクの浸透探傷検査において、タンク内面溶接部に円形指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	発電機冷却用水素ガスボンベ室（屋外設置）内の水素ガス配管及び二酸化炭素ガス配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
7	3号機	制御棒（10-39）動作確認テストにおいて、引抜き操作を行うべきところ、誤って挿入操作を行ったため、対応検討	C	
8	3号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査（M12）において、検査要領書に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
9	3号機	原子炉建屋5階東側の緊急排気用大気放出パネルの腐食部より雨水の浸入（にじみ程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	燃料交換機の点検において、水中照明灯（1箇所）に電球切れが認められたため、当該電球を交換	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	所内ボイラ（B）給水制御装置制御油圧検出元弁の接続部より油のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉建屋ストームドレンタンク移送ポンプ（B）のグラウンド排水配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
13	5号機	軽油移送ポンピットの排油弁用鉄蓋に腐食による外れが認められたため、当該鉄蓋を交換	D	
14	5号機	変圧器防災設備起動変圧器エリア排水ポンプ出口弁の弁棒保護カバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
15	5号機	変圧器防災設備起動変圧器脇放水バックアップ弁（1台）の保護カバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
16	5号機	タービン建屋中地下バッテリー室の床面塗装に一部剥離及び当該床面全般に汚れが認められたため、当該床面を点検・修理及び清掃	D	
17	6号機	残留熱除去系ポンプ（B）脇にあるストームドレンファンネルの内部及び外部に腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋中地下バッテリー室の床面全般に汚れが認められたため、当該床面を点検・清掃	対象外	
19	6号機	原子炉建屋地下2階高圧炉心スプレイポンプ室入口付近設置の床ドレンファンネルの蓋固定用ビスの外れが認められたため、当該ビスを取付	対象外	
20	集中環境施設	電動機単品購買用に作成した購入追加仕様書において、調達先へ要求した提出図書類の承認区分に誤記が認められたため、対応検討	C	
21	集中環境施設	高温焼却炉トリチウム捕集装置（B）の冷凍機に冷媒不足が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
22	その他	定例試験用デジタル温度計及び温度検出部の校正点検において、温度検出部に断線が認められたため、当該温度検出部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで